令和６年６月１８日

復興庁

令和５年度復興庁調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

令和５年度に行った復興庁調達改善計画の取組のうち、主なものは以下のとおり。

１．随意契約の見直し

（本庁）

・オープンカウンター方式を活用し、定期的に購入する消耗品など、ホームページに公示することにより７件実施した。

複数業者による見積書の提出：７件／７件（100%）

２．調達改善に向けた審査・管理の充実

（本庁）

・今年度に一者応札となった案件は、仕様書を取得し入札に参加しなかった者等に対して原因を調査するためヒアリングを実施し、今後に向けた改善策の検討を行った。

・前年度一者応札となった案件については、今年度の調達の前に入札・契約手続審査委員会を開催し、改善策について事前審査を行った。

事前審査件数：６件

複数の応札者が確保された案件：２件／６件（33.3%）

・一者応札となった案件等から抽出し、外部委員により構成される入札等監視委員会において審議を行った。

・前回の入札等監視委員会で審議された一者応札に対する改善策について、同委員会において結果（状況）の報告を行った。

・一者応札となった個別案件については、その要因及び改善策を調達担当者間で情報共有を図った。

３．地方支分部局等における取組の推進

（本庁）

・福島復興局に対する会計監査を実施した際に、委託事業担当者との意見交換会を行い、公共調達の適正化、調達改善の取組について、認識の共有を図った。

（福島復興局）

・本庁からの指導を基に、委託先の市町村等における契約全９１件について、復興庁が取り組む調達改善の重要性について理解を図るとともに、適正な調達が行われるよう助言を行った。

４．調達事務のデジタル化の推進

（本庁）

・物品・役務等の調達のうち、新規一般競争入札案件において、電子調達システムを１０件活用した。

入札案件２８件のうち、１０件（35.7%）を調達ポータルに掲載することで電子入札を可能とした。

電子入札率（電子応札案件数／電子入札案件数）：５件／１０件（50%）

５．競争参加者増大のための取組

（本庁）

・調達予定情報についてホームページへ事前公表、公告時期の早期化、公告期間の十分な確保、競争参加資格の緩和、仕様内容の見直しを図ることに加えて、前年度に引き続き事業者に対し、電子調達システムによる入札案件への積極的な案内を行ったことにより、新規の入札参加者があり、競争参加者の増加に繋がったと考えられる。

・これまで対面及び電子メールによる入札説明書等の交付を行ってきたが、これらに加え、電子調達システムによるオンライン配布も可能とした。その結果、資料の受領者数が増え、競争参加者の増加に繋がったと考えられる。

６．競争性のない随意契約への対応

（本庁）

・競争性のない随意契約について、今年度は新規契約案件がなかったため、継続契約案件のみ改めて競争性のある契約への移行可否を検討したが、競争性のない随意契約が妥当であると確認した。

７．汎用的な物品・役務の調達

（本庁）

・合計３５件について共同調達に参加したことにより、事務の効率化が図られた。

８．職員のスキルアップ

・６月に開催された会計実務研修に参加（本庁１名、地方機関１名）したことにより、会計事務担当者の調達改善に対する理解度が深まった。

９．総合評価、企画競争の効果的な活用

（本庁）

・総合評価落札方式、企画競争による調達において、ワークライフバランス等推進企業を評価する項目を設定したものは９７．１%であった。

総合評価：１０件／１１件（90.9%）

企画競争：２４件／２４件（100%）

様式1

重点的な取組、共通的な取組

令和5年度の調達改善計画									令和5年度年度末自己評価結果（対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標（原則、定量的に記載）	取組の目標 目標達成予定時期	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか) 定量的	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか) 定性的	実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
○		随意契約の見直し	少額随意契約案件の対応として、引き続きオープンカウンター方式を積極的に活用し、公平性、透明性、競争性の確保に努める。	オープンカウンターを推進することにより、公平性、透明性、競争性が確保がされると考えられるため。	A	H28	備品及び毎月定期的に購入する消耗品については、引き続き全てオープンカウンター方式により調達する。	R6年3月まで	A	H28	（本庁） オープンカウンター方式を活用し、定期的に購入する消耗品など、ホームページに公示することにより7件実施した。	A	複数事業者による見積書の提出 7件／7件（100%）	前年度に引き続き、ホームページに公示し調達情報が得やすくすることにより、競争性及び透明性が図られた。	R5年4月～R6年3月	配送コストや調達数量も少なく、年度により予定数量が異なるため、単純比較が難しく、コスト削減効果の検証が難しい。	引き続き重点的な取組とし、新規業者の参入機会を増加させるように努める。
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	①一者応札となった場合には、事後において仕様書を取得した事業者で入札に参加しなかった者に対しヒアリング等を実施することにより、原因を調査し改善策を検討する。 ②前年度に一者応札となった調達案件については、会計担当職員によって構成される入札・契約手続審査委員会において、チェックリストの活用等により、調達内容、資格要件等の改善策について事前審査を行う。 ③外部委員により構成される入札等監視委員会において、一者応札になった案件を優先的に抽出し審議を行う。 ④入札等監視委員会で審議された一者応札の案件については、改善策の結果について、その後の同委員会において報告する。 ⑤一者応札となった個別案件及びその要因・改善策について集約し、調達担当者に情報共有を図る。		A	H25	一者応札になった案件を審査又は審議することにより、特に役務契約については、履行体制を整えるための準備期間の確保ができるよう、公告日及び開札日を早める等、次回以降の入札において改善できるよう取り組む。	R6年3月まで	A	H25	①今年度に一者応札となった案件は、仕様書を取得し入札に参加しなかった者等に対して原因を調査するためヒアリングを実施し、今後に向けた改善策の検討を行った。 ②前年度一者応札となった案件については、今年度の調達の前に入札・契約手続審査委員会を開催し、改善策について事前審査を行った。事前審査件数：6件 ③一者応札となった案件等から抽出し、外部委員により構成される入札等監視委員会において審議を行った。 ④前回の入札等監視委員会で審議された一者応札に対する改善策について、同委員会において結果（状況）の報告を行った。 ⑤一者応札となった個別案件については、その要因及び改善策を調達担当者間で情報共有を図った。	A	入札・契約手続審査委員会において事前審査した案件のうち、複数の応札者が確保され、改善が図られた。 複数の応札者が確保された案件 2件／6件（33.3%）	一者応札となった案件については、公告期間を長く確保することや、仕様内容に応札者要件の緩和等の改善点がないか見直し等を行い、競争性の確保が図られた。	R5年4月～R6年3月	改善されなかった一者応札案件については、事業内容の特殊性・専門性が非常に高く、直ちに改善につながらない面があるが、改善された案件を分析すると、応札者要件の緩和や事業内容の見直しの取組が有効であったことから、今後も継続して実行していく。	一者応札の改善のため、原因の調査、事前審査、事後審査を引き続き実施してく。
○		地方支分部局等における取組の推進	本庁から福島復興局に対し、調達改善計画の自己評価結果等の情報共有を図る。 福島復興局は委託先に対し、各市町村等の条例等に配慮しつつ調達改善の重要性についての理解を図る。 ※調達業務を行っている地方支分部局等は福島復興局のみ	本庁及び福島復興局委託事業担当者との間で、公共調達の適正化、調達改善の取組について、随時意見交換を行うことによって、適切な調達ができると考えられるため。	A	H29	・本庁は、福島復興局に対して調達改善の重要性についての指導を行う。 ・福島復興局は、各市町村等の条例等に配慮しつつ、復興庁が取り組む調達改善の重要性について理解を図る。	R6年3月まで	A	H29	（本庁） 福島復興局に対する会計監査を実施した際に、委託事業担当者との意見交換会を行い、公共調達の適正化、調達改善の取組について、認識の共有を図った。 （福島復興局） 本庁からの指導を基に、委託先の市町村等における契約全91件について、復興庁が取り組む調達改善の重要性について理解を図るとともに、適正な調達が行われるよう助言を行った。	A	－	市町村等と事業者との契約において、法令に基づき適正な調達が行われたことが確認できた。	R5年4月～R6年3月	委託先である各市町村等に対し、各市町村等の条例等に配慮しつつ、調達改善の重要性についての理解を得られるよう、復興庁が行う調達改善の取組を今後も継続的に情報提供する。	引き続き重点的な取組とし、市町村等の契約において適正な調達が行われるように情報発信に努める。
	○	調達事務のデジタル化の推進	競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、一般競争入札等の調達事務手続きにおいて、電子調達システムを活用する。		A	R5	入札公告について原則、HPと併せて調達ポータルを活用して電子的に公開するとともに、電子入札案件数が前年度を上回るように取り組む。（令和4年度における電子入札案件数は5件。）	R6年3月まで	A	R5	（本庁） 物品・役務等の調達のうち、新規一般競争入札案件において、電子調達システムを10件活用した。	A	入札案件28件のうち、10件（35.7%）を調達ポータルに掲載することで電子入札を可能とした。 電子入札率（電子応札案件数／電子入札案件数） 5件／10件（50.0%）	電子調達システムを活用することにより、新規参入者を創出することができた。	R5年4月～R6年3月	電子入札率向上のため、事業者に対する利用促進の働きかけが必要である。	引き続き共通的な取組とし、電子入札案件数が前年度を上回るともに、電子入札率が80%になるように努める。

様式2

その他の取組

調達改善計画		令和5年度年度末自己評価結果（対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 （どのようなことをして、どうなったか）	
		定量的	定性的
競争参加者増大のための取組 ・入札予定案件の事前公表を行う。 ・競争参加者の準備期間の確保のため、入札公告時期の早期化及び公告期間の十分な確保を図る。 ・競争参加資格の緩和が可能か検討を行う。 ・仕様書において、特定の事業者のみが参入可能な内容となっていないか等の見直しを行う。 ・可能な限り入札説明会を開催し、事業者に対し内容の理解促進を図る。 ・類似調達における競争参加者等を調査し、事業者に対し、入札案件への積極的な案内を行う。 ・より多くの事業者が入札説明書等の受取ができるよう、手交のみとしていた交付方法を、電子メールによる交付も可能とする。	継続	－	（本庁） ・調達予定情報についてホームページへ事前公表、公告期間の早期化、公告期間の十分な確保、競争参加資格の緩和、仕様内容の見直しを図ることに加えて、前年度に引き続き事業者に対し、電子調達システムによる入札案件への積極的な案内を行ったことにより、新規の入札参加者があり、競争参加者の増加に繋がったと考えられる。 ・これまで対面及び電子メールによる入札説明書等の交付を行ってきたが、これらに加え、電子調達システムによるオンライン配布も可能とした。その結果、資料の受領者数が増え、競争参加者の増加に繋がったと考えられる。
競争性のない随意契約への対応 ・競争性のない随意契約については、復興庁入札・契約手続審査委員会等により、できる限り競争性のある契約方式に移行できないか検討する。	継続	－	（本庁） 競争性のない随意契約について、今年度は新規契約案件がなかったため、継続契約案件のみ改めて競争性のある契約への移行可否を検討したが、競争性のない随意契約が妥当であると確認した。
汎用的な物品・役務の調達 ・汎用的な物品・役務の調達については、内閣府等と共同調達を行っており、今後とも共同調達に参加できるものは積極的に参加し、契約単価の引き下げを行い、効率的な予算の執行を図る。	継続	－	（本庁） 合計35件について共同調達に参加したことにより、事務の効率化が図られた。
職員のスキルアップ ・本庁及び地方機関における会計担当職員の異動者を中心に、内閣府が主催する会計実務研修に積極的に職員を参加させ、職員の調達実務のスキルアップを図る。	継続	－	6月に開催された会計実務研修に参加（本庁1名、地方機関1名）したことにより、会計事務担当者の調達改善に対する理解度が深まった。
総合評価、企画競争の効果的な活用 ・「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、総合評価落札方式、企画競争による調達において、ワークライフバランス等推進企業を評価する項目を引き続き設定する。	継続	（本庁） 総合評価落札方式、企画競争による調達において、ワークライフバランス等推進企業を評価する項目を設定したものは97．1％であった。 総合評価：10件／11件（90．9％） 企画競争：24件／24件（100％）	－

様式3

外部有識者からの意見聴取の実施状況

（対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）

外部有識者の氏名・役職【　阿部　博友　名古屋商科大学ビジネススクール教授　】　　意見聴取日【６月７日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 随意契約の見直し	○ 複数業者による見積書の提出が100%となり、改善がみられる。引き続き随契の見直しに注力願いたい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き公平性、透明性、競争性の確保に努めてまいりたい。
○ 調達改善に向けた審査・管理の充実	○前年度1者応札となった案件については、年度の調達の前に入札・契約手続審査委員会を開催し、改善策について事前審査を行った結果、事前審査件数6件の内、2件について複数の応札に改善された。さらに、貴方針通り、今年度に一者応札となった案件について原因を調査されたい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、入札説明書を受領したが入札に参加しなかった者を中心にヒアリングを実施するなど一者応札となった原因を調査及び分析を行ってまいりたい。
○ 地方支分部局等における取組の推進	○福島復興局については、引き続き本庁の指導を基に、委託先の市町村等における契約について、適正な調達が行われるよう助言・監督に注力願いたい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き福島復興局と緊密に連携し、委託先に対し、適正な調達が行われるように助言してまいりたい。
○ 競争参加者増大のための取組	○引き続き、調達予定情報についてホームページへ事前公表や公告時期の早期化などの諸策に加えて、電子調達システムによる入札案件への積極的な案内により、競争参加者の増加に尽力されたい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、電子調達システムを活用した取組を検討してまいりたい。

外部有識者の氏名・役職【　樫谷　隆夫　公認会計士・税理士　】　　意見聴取日【６月５日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 調達事務のデジタル化の推進	○ デジタル化という政府の政策に従って令和4年度の電子入札案件が5件であったものが、今年度は10件となっており、また、そのうち5件(50%)が電子応札であったことは評価出来る。 電子入札案件のさらなる拡充と電子入札率の向上に努力されたい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、取組の目標を達成するため課題解決に努めてまいりたい。

外部有識者の氏名・役職【　吉村　典久　慶応義塾大学法学部教授　】　　意見聴取日【６月３日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 競争参加者増大のための取組／調達事務のデジタル化の推進	○ 令和5年度において競争参加者増大のための取組みが堅実に実施されていると認められる。調達手続の電子化をさらに推進して、競争参加者の入札コストを減らし、競争参加者がさらに増えるよう努力されたい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、電子調達システムを活用した取組を検討してまいりたい。
○ 随意契約の見直し	○ 少額随意契約について公正性・透明性を確保するためにオープンカウンター方式を活用する方針は適切であると思われる。オープンカウンター方式活用のコスト削減効果を測定することが難しいということであるが、他面において、それが事務負担増を招来していないかも十分に検証する必要があるのではないか。	○ご意見の趣旨を踏まえ、オープンカウンター方式を積極的に活用するとともに、事務コストの観点について検証してまいりたい。
○ 総合評価、企画競争の効果的な活用	○ ワーク・ライフ・バランスの推進は政府全体の方針であり（すべての女性が輝く社会づくり本部決定「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日））、それを適切に実施するため、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定できなかったもの（2.9%。設定したものが97．1%であるから、その残余）に関し、なぜ設定できなかったのか理由を分析する必要があるのではないか。	○ご意見の趣旨を踏まえ、設定できなかった原因分析を行い、今後、同種の業務でどのように取り扱うのか検討してまいりたい。